

軽油引取税の課税免除の特例措置（漁業）

対象税目：軽油引取税（地方税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）
 ○漁船漁業においては、燃料費が支出全体の約2割を占めている。
 ○船舶の動力源に供する軽油をできるだけ安価に安定的に供給し、生産コストの軽減を通じて漁業者の経営の体質強化を図り、水産物の安定供給を確保する観点から、本特例措置を講ずる必要がある。

当該措置の政策体系における位置づけ

《大目標》
 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
 《中目標》
 水産物の安定供給と水産業の健全な発展
 《政策分野》
 水産業の成長産業化の実現

② 現行制度の概要

根拠条文：地方税法附則第12条の2の7
 創設年度：平成21年度
 適用期限：令和9年3月31日
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：無】【事後：無】
 ○特例措置の対象：船舶（漁船）の動力源に供する軽油を使用する漁業者
 ○税額控除率：15,000円/KL（暫定税率廃止前は32,100円/KL）

減収額

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
金額（億円）	102	113	108	106	103	100	94

（出所）道府県税の課税状況等に関する調（総務省）

③ アクティビティ

○船舶の動力源に供する軽油をできるだけ安価で安定的に供給し、生産コストの軽減を通じて漁業者の経営の体質強化を図り、水産物の安定供給を確保することを目的としている。

④ アウトプット

年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
件数	51,578	51,435	48,677	47,321	46,611	44,665
適用額（億円）	450.7	388.3	468.5	477.8	479.8	458.4

（出所）道府県税の課税状況等に関する調（総務省）、石油製品価格調査（給油所小売価格調査）（資源エネルギー庁）

○アウトカムに対する効果分析

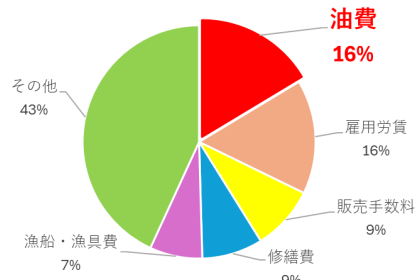
アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○漁船漁業の支出の約2割を占める燃料費に係る税負担を軽減し、生産コストの低減により、漁業者の経営の安定化を図る。
⑤ 短期アウトカム	○漁業者の経費負担の軽減・収支の安定化 指標：漁労所得率 目標値：本特例措置以降の平均水準の維持（H30～R6における7中5平均：29.4%） 対象期間：～令和10年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○本特例措置により軽減された資金を活用した漁船・漁業用資材等への再投資
⑥ 中期アウトカム	○漁船・漁業用資材への再投資等による生産性の向上 指標：漁業就業者1人当たりの産出額 目標値：毎年4%の生産性向上（H30～R5における7中5平均：4.0%） 対象期間：～令和11年度
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○生産性の向上に伴う漁業就業者1人当たりの産出額の向上により、国内消費仕向額に占める国内産出額の向上を図る。
⑦ 長期アウトカム	○生産額ベース食料自給率の向上 指標：生産額ベースの食料自給率 目標値：76%（食料・農業・農村基本計画） 対象期間：～令和12年度

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
漁業センサス・漁業経営動向調査（農林水産省）	（政府統計）漁業経営体数などの網羅的な統計調査のため
漁業経営統計調査（農林水産省）	（政府統計）漁業経営収支に関する統計調査のため
漁業産出額（農林水産省）	（政府統計）水産物の産出額に関する統計調査のため
海面漁業生産統計調査（農林水産省）	（政府統計）水産物の生産量に関する統計調査のため
食料需給表（農林水産省）	（政府統計）品目別自給率等に関する統計調査のため

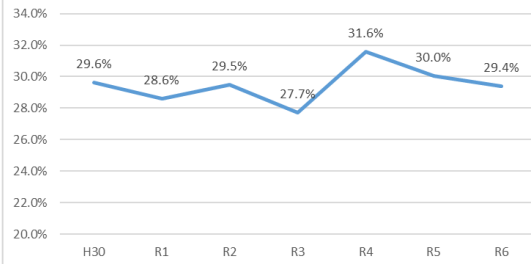
●分析手法：時系列比較による傾向
選定理由：租税特別措置が適切に機能しているかを分析するのに適しているため

短期アウトカム

漁業経営体（個人）における経費割合（R6）

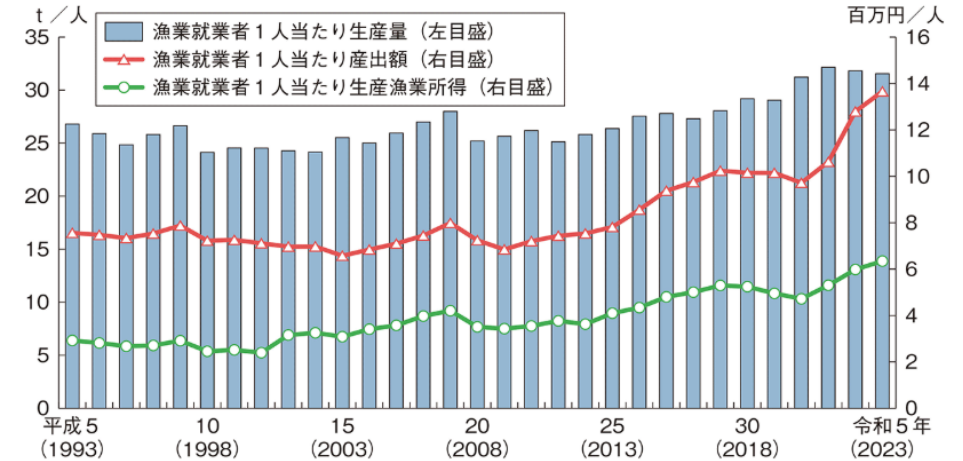


漁労所得率の推移（H30～R6）



	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	7中5平均
漁労収入 (千円)	8,398	8,058	7,964	8,176	8,999	8,562	8,407	8,320
漁労支出 (千円)	5,910	5,755	5,616	5,909	6,158	5,991	5,936	5,900
漁労所得率	29.6%	28.6%	29.5%	27.7%	31.6%	30.0%	29.4%	29.4%
1経営当たりの平均燃油使用量 (ℓ)	10,622	10,517	9,788	9,201	8,791	8,192	7,936	9,298
税効果 (千円)	341	338	314	295	282	263	255	298
漁労利益における税効果割合	13.7%	14.7%	13.4%	13.0%	9.9%	10.2%	10.3%	12.1%

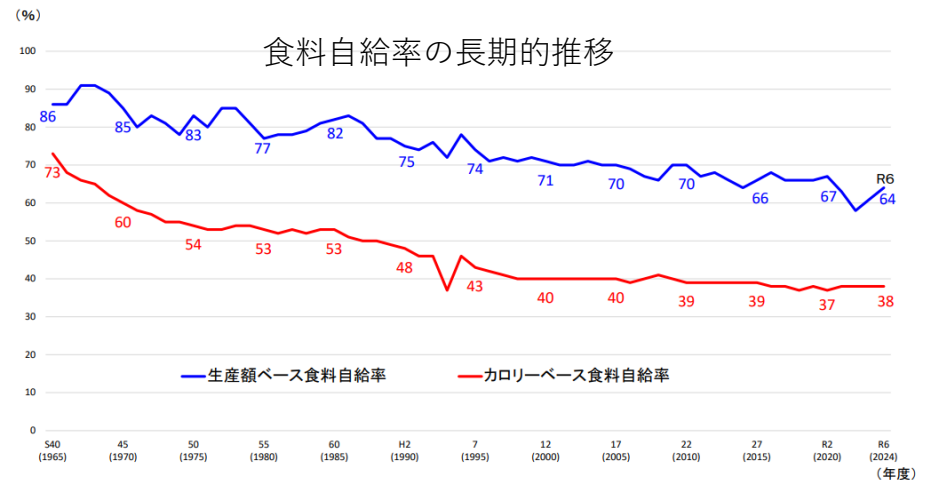
中期アウトカム



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成5（1993）、10（1998）、15（2003）、20（2008）、25（2013）、30（2018）及び令和5（2023）年の漁業就業者数）、「漁業構造動態調査」（令和元（2019）年以降の漁業就業者数）、「漁業就業動向調査」（その他の年の漁業就業者数）、「漁業・養殖業生産統計」（生産量）及び「漁業産出額」（産出額・漁業所得）に基づき水産庁で作成

- 注：1) 漁業就業者1人当たり生産量は、生産量合計を漁業就業者数で除したものの。
 2) 漁業就業者1人当たり産出額は、漁業産出額合計（種苗生産額は含まない）を漁業就業者数で除したものの。
 3) 漁業就業者1人当たり生産漁業所得は、生産漁業所得合計（種苗に係るものは含まない）を漁業就業者数で除したものの。
 4) 生産漁業所得は、漁業産出額から物的経費（減価償却費、間接税を含む）を控除したものの。
 5) 平成23（2011）及び24（2012）年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く（内水面漁業・養殖業産出額は、魚種ごとの全国平均価格から推計。）。

長期アウトカム



○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ○漁労所得率は2023年で0.8%上昇（2018年対比）。 ○1経営体当たりの軽油引取税の免税額は、平均漁業所得の1割ほどの金額に上るため、本特例措置は漁業者の経費負担の軽減・収支の安定化に寄与している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○漁業就業者1人当たりの生産額は年4%と増加傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食用魚介類の自給率（重量ベース）は、平成14（2002）年度以降は、微増から横ばい傾向で推移している。

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5（2023）年度における我が国の食用魚介類の自給率（概算値）は前年度から2ポイント低下し54%となった。これは、国内生産量の占める割合の大きいサバなどの漁獲量が減少したこと等に起因する。

③ 政策効果等	<ul style="list-style-type: none"> ○1人当たりの軽油引取税の免税額は、平均漁業所得の1割ほどの金額に上るため、本特例措置は経営費負担を軽減し、軽減された資金による再投資等によって、漁業就業者1人当たりの生産額は増加傾向にあることから漁業経営の安定化に寄与している。 		
---------	---	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<ul style="list-style-type: none"> ○漁業経営セーフティーネット構築事業により、燃油価格や配合飼料価格の上昇に備えて、漁業者・養殖業者と国が資金を積み立て、燃油・配合飼料の価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者や養殖業者に対し、補填金が支払われている。 ○当該事業は急激な燃油高騰に対する積立金・付加補填金の構築事業であるため、本特例措置と性質が異なる。 		
---------------------------	--	--	--

⑤ 見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○上記より、本特例措置による漁業経営に対する効果は大きく、生産コストの低減による漁業者の経営の安定化、水産物の安定的な供給を確保する観点から、引き続き本特例措置を講じていく必要がある。 		
-----------	--	--	--

主担当部局：水産庁漁政部加工流通課

共管担当部局：農林水産省農産局農産政策部技術普及課、林野庁林政部木材産業課、経営課